

平成27年 3月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成27年 3月18日〔水曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所3階 庁議室

3. 出席委員 (14名)

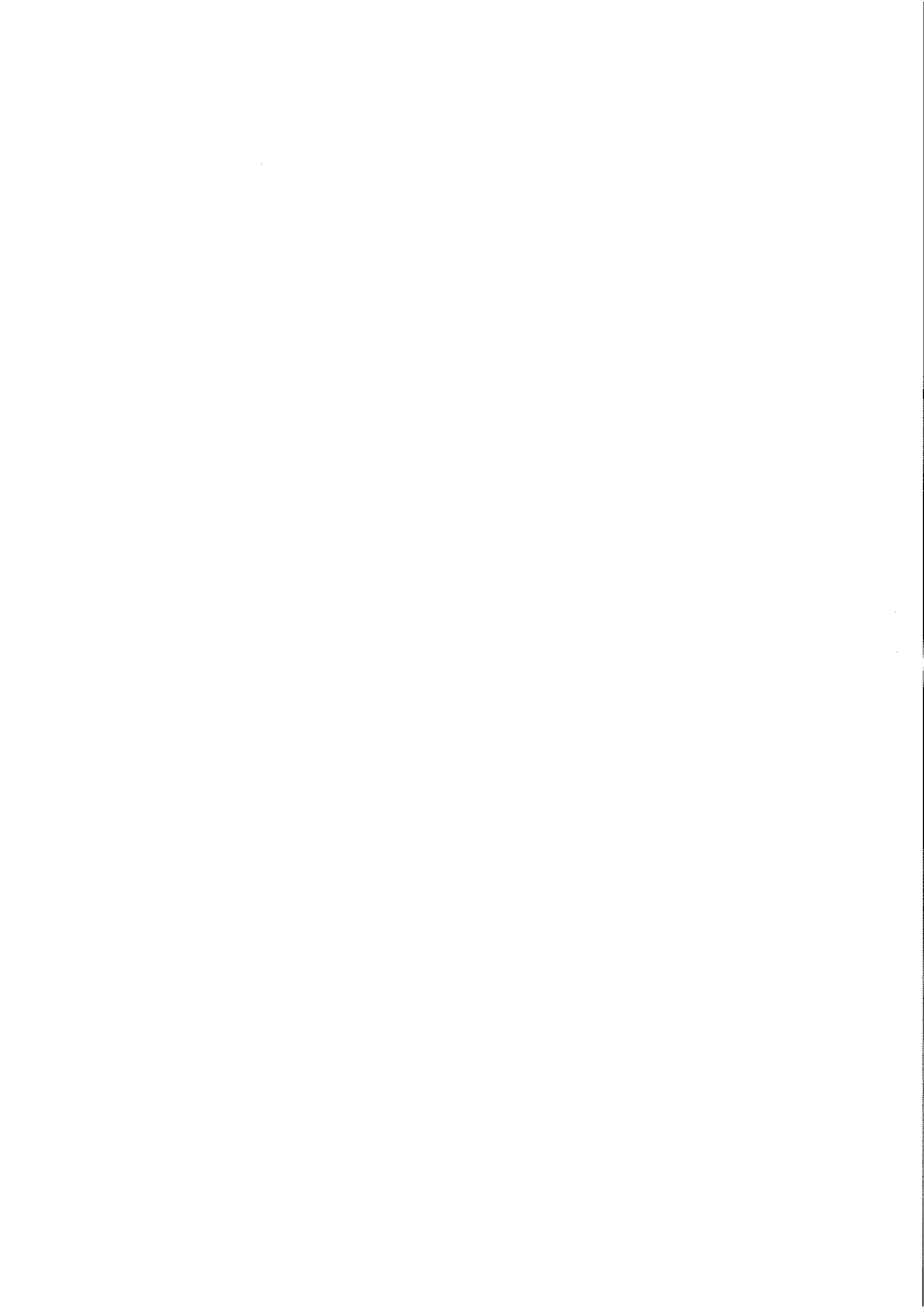
会長	4 番	脇田 峰生
職務代理	8 番	日笠山 隆
委員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	橋口 好文
//	3 番	瀬川 寅夫
//	5 番	石寺 政和
//	6 番	岩本 延男
//	7 番	浦口 幸夫
//	9 番	日高 仙三
//	10 番	中村 正幸
//	11 番	河本アツミ
//	12 番	南 重徳
//	13 番	古田 洋美
//	14 番	白河 澄雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 非農地証明願いについて
議案第3号 あっせんについて
議案第4号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について
議案第5号 荒廃農地の非農地判断について
議案第6号 非農地交付基準の改定について
議案第7号 農地台帳点検等実施規程の制定について



○事務局

おはようございます。3月定例会に先立ち、会長にあいさつをお願いします。
その後引き続きまして、議事の進行をお願いします。

○会長

おはようございます。早いもので、平成26年度もあと10日あまりとなりました。
3月は、卒業や就職のシーズンで、皆様にもせわしい時期であると思います。特に多くの若者が種子島を離れ、都会に出て行く光景をみますと、一段と寂しさを覚える時期であります。

一方、農家ではさとうきびの収穫と平行して、田植えの準備も始まっております。私ごとですが、自分のところは、用水が少ないため、早めに代開けをしましたが、その後大雨が降り今のところ水の心配はありません。今後も水不足にならず、順調な植え付けが出来ることを願いたいと思います。

なお、本日は、総会終了後農林水産課から農地中間管理事業の進捗状況のお話もあるようです。我々農業委員もこの事業を今後の委員活動の参考としたいと考えますので、よろしくをお願いします。

○議長

それでは、3月の定例総会を開催いたします。

はじめに、日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員」の指名をします。議事録署名委員には、9番日高委員と10番中村委員を指名します。以上で、日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をおねがいします。

○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料は1ページです。今月は所有権移転4件、使用貸借権設定1件、合計5件の申請がありました。

1番です。住吉能野地区です。台帳現況地目が畑の1筆で、面積178平米を贈与により所有権移転するものです。この1番につきましては、1月の定例総会で贈与により3条申請があり、担当委員に現地確認を行ってもらったところ、現況が山林であるということで8筆のうち1筆を不許可にした分です。2月に非農地申請をしてもらいましたが、字図と現地が一致しないことから取下げを行い、再調査しました。その結果、1月申請時の事務局の作成した図面が間違っており、現況は農地でありました。この件につきましては事務局のミスもありますので、今回許可されれば、1月の許可指令書と一緒に許可ということで処理を行いたいと考えております。

2番です。住吉能野地区です。台帳現況地目が畑の2筆で、面積6,105平米を贈

与により所有権移転するものです。

3番です。国上野木平地区です。台帳現況地目が畑の1筆で、面積814平米を贈与により所有権移転するものです。この3番については4人の共有名義であります、全員の同意が得られておりますので、持ち分全部の移転となります。

2ページをお開き下さい。4番です。安城下之町、川脇、大野地区です。台帳現況地目が畑の5筆で、合計面積5,293平米を使用貸借により10年間借り受けるものです。借人の許可後の経営面積が5,293平米となり、許可要件の50アールを超えます。

5番です。国上湊地区です。台帳現況地目が畑の1筆で、面積790平米を売買により所有権移転するものです。

以上、本件1番から5番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

○議長

続きまして、担当委員の報告をお願いします。

○1番委員

私、2月の総会において、辞任ということで同意をいただきましたが、改めて、3月10日に会長同席のもと農業委員の辞令の交付をいただきました。引き続き農業委員として頑張りたいと思いますので、今後ともご指導ご鞭撻の程よろしくをお願いします。

それでは、番号1について報告します。事務局からの説明がありました通りです。

番号1、2については、それぞれ譲受人立ち会いの下、調書に基づき現地調査、聞き取りを行いました。また、譲渡人については、それぞれ電話で確認を行いました。番号1は親から子への贈与です。場所は形之山の基幹農道沿いの畑で、現地はトラクターで耕しておりました。今後さとうきびを植え付けたいということでした。

番号2は、場所が能野海水浴場の上の方の基幹農道沿いの畑で、兄弟での贈与ということでした。譲受人は、これまで空豆、スナップエンドウを栽培しておりまして、今後ここにもスナップエンドウを植え付けたいということでした。番号1、2とも申請通り間違いありませんでした。以上です。

○8番委員

8番です。番号3について報告します。譲受人は国上野木之平にお住まいの認定農家です。譲渡人は、現在神奈川県で建設業を営んでいる4人兄弟のうちの1人です。

この土地は、15日に現地を確認し、譲渡人にも電話で確認をしましたが、お父さんの時代に売買をして、そのままになっていたようです。その後譲受人がずっといもを植えていたようです。調査の結果農地法第3条第2項の各号にも該当しませんでしたので、何ら問題無いと思います。

○11番委員

11番です。4番について説明します。13日に現地調査をおこないました。借人の

方に現地を案内していただきました。貸人は、耳が不自由であるという事で、息子さんに確認しました。これは、お父さんからお嫁さんへの無償貸借です。農機具類はお父さんのものを使うということです。

全部の畑を回りました。一番上の畑がでんぷん芋の育苗ハウス、2番と3番目がさとうきび、4番目がパッションとドラゴンフルーツのハウス、一番下は、でんぷん用いもを作付けするということでした。申請に問題はありませんでした。

○14番委員

14番です。5番について、説明します。昨日現地を確認しましたが、申請には何ら問題無かったです。数年前に売買していましたが、そのままになっており、今回申請したということでした。譲受人は、後継者です。以上です。

○議長

はい、ありがとうございます。私が報告するのを忘れておまして、本人から話がありましたように1番委員が議会で承認され、新たに農業委員に選任されました。今後任期まで我々と一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

ただ今、議案第1号について、事務局並びに担当委員から説明がございました。

1番については、場所の違いで再申請であったようです。それでは、議案第1号について、質疑のある方は、挙手をお願いします。

○2番委員

はい。1番についてお尋ねします。先月の調査で見た場所と今回の場所は全然違うのですか。

○事務局

先月の場所から5キロほど離れた所でした。この字自体が凄く広い場所でありまして、ほ場整備のすぐ横ということで先月特定しましたが、場所が間違っていたようです。

○2番委員

どうしてそのような間違いになったのですか。

○事務局

はい。1月の申請時には、ほ場整備地区を参考にその場所であると特定して、調査しましたが、2月の非農地申請をしようとした時、改めて周辺の名義人を調査した結果合致しませんでした。それで、再度周辺農地番から場所を探していったところ所有者等合致し、更にそこは譲受人が耕作している農地でしたので、そこで間違い無いと判断しました。

○2番委員

はい、解りました。特定できて良かったです。

○議長

他にないようですので、採決します。議案第1号の1番から5番について、原案どおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

○議長

全員の賛成でありますので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から5番については、原案どおり許可することに決定いたします。

なお、1番については、1月の許可指令書に追加し、一括で交付したいと思います。

○議長

次は、議案第2号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「非農地証明願いについて」を説明いたします。資料は3ページです。

1番です。榕城小牧地区です。台帳地目は畑ですが、平成15年頃から耕作せず、現在原野となっています。交付基準1の（ウ）に該当します。

2番です。現和上之町地区です。台帳地目は田ですが、平成15年頃から耕作せず、現在山林となっています。交付基準1の（ウ）に該当します。

3番です。立山野木地区です。台帳地目は田ですが、平成14年頃から耕作せず、現在原野となっています。交付基準1の（ウ）に該当します。

以上で説明を終わります。

○議長

これについては、昨日現地調査が行われております。それでは、調査委員長の報告をお願いします。

○1番委員（調査委員長）

昨日、3番委員、事務局、各担当委員、申請人立ち会いの下現地調査を実施しました。

番号1番は、小牧の幼稚園の駐車場のすぐ横でした。現在荒れて原野となっております。非農地として承認することに問題無いと判断しました。また、将来は幼稚園の駐車場にしたいということでした。

2番は、現和上之町の土地で、原野となっております。現地は機械類も進入できない土地です。また、調書は現況山林ですが原野に訂正してください。

3番は、本市と中種子町の境で、野木です。現地は河砂利が流れ込んでおり、完全な原野でした。番号1から3番の全ては、非農地として承認すべきと判断しました。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。続いて、担当委員の報告をお願いします。

○2番委員

はい、2番です。番号1については、調査委員長の報告の通りでありました。何ら問題ありませんでした。

○7番委員

はい、7番です。番号2についても、同様に調査委員長の報告の通りです。

○11番委員

はい、11番です。3番も1, 2番同様調査委員長の報告のとおりでありました。

○議長

ただいま、事務局、調査委員長並びに担当委員の説明がありました。これについて、質疑のある方はございませんか。

○議長

ないようですので、採決します。議案第2号「非農地証明願い」の1番から3番について、非農地として承認する事に賛成の方は、挙手をおねがいします。

○議長

全員の賛成でありますので、議案第2号「非農地証明願い」の1番、2番、3番については、非農地として承認することとします。

○議長

次は、議案第3号「あっせんについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「あっせんについて」を説明いたします。資料は4ページ、5ページです。

今月のあっせん申出は「貸したい」の申し出が1件、「借りたい」の申し出が1件の合計2件、あっせん調書が1件です。

4ページ上段です。「貸したい」の申し出です。場所は榕城今年川地区の畑4筆で、合計面積2,899平米です。借賃については標準額で貸したいとのことです。

あっせん委員は2番橋口委員と、現地が現和武部地区に近いため7番浦口委員にお願いします。

4ページ下段です。「借りたい」の申し出です。

申出人は平成28年3月で営農大学を卒業し、4月から就農予定であり、今のうちから借りられる農地を探しておきたいとのことであります。榕城・上西方面でスナッフエンドウ30a、安納芋を50aほど作付け予定です。

あっせん委員は2番橋口委員と、4番脇田委員にお願いします。

続きまして5ページです。平成26年11月に「貸したい」とのあっせん申出があった案件です。3月上旬にあっせんが成立し、今月の利用集積計画に出ております。あっせん委員の小倉委員と石寺委員はご苦労様でした。以上です。

○議長

今月は、貸したい、借りたいの申し出とあっせんが成立した調書が1箇所ありました。このことについて、質疑はありませんか。

○2番委員

はい、1番についてですが、全て10アールない農地です。このような畑は、中々借り手が見つからないという現状です。地域の2名の認定農家にも打診したのですが、こ

うゆう狭い農地は、耕作出来ないということですので、あっせんは厳しい状況です。

○議長

確かにおっしゃる通りです。ただ、事務局としては、あっせん依頼があった場合一応受け付ける責任がありますので、あっせん努力をしていただきたいと思います。

○8番委員

はい。この2番ですが、国上の白石地域に住んでいる方のようなのですが、どうして上西や榕城に借りたいということですか。

○事務局

すみません。そこについては、聞いておりません。

○議長

他にないようですので、「あっせん」委員になられた方は、よろしくお願いします。

○議長

つづいて、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。利用権の設定です。今月は6件の申請でした。1-1ページをお開き下さい。

1段目です。期間が平成27年7月1日から平成30年6月30日の3年間、地目畑、面積7,509平米、内更新分7,509平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成27年4月1日から平成32年3月31日の5年間、地目畑、面積8,529平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者2人、受ける者2人です。

3段目です。期間が平成27年9月1日から平成32年8月31日の5年間、地目畑、面積3,202平米、内更新分3,202平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

4段目です。期間が平成27年4月1日から平成33年3月31日の6年間、地目畑、面積4,624平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者2人、受ける者2人です。

内訳については1-2ページを、詳細については1-3ページから1-10ページをご覧ください。以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員の皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長

今月は、「利用権の設定」のみであります。なお、3番の西之表精脱については、13番委員がこの法人の構成員であります。このことについては、農業委員会法第24条の議事参与の制限に該当しますので、2分割して審議します。まず始めに3番以外を審

議しますので、5番委員を除いた、担当委員の報告をお願いします。

○1番委員

1番です。1番について、報告します。貸人については、電話で聞き取りをしました。借人については、現地を案内していただき、調査表に基づいて調査しました。現地は能野里の基幹農道沿いで、ほ場整備されている土地でした。借人は昨年営農大学を卒業した新規就農者で、スナップエンドウを栽培している方でした。今回規模を拡大してスナップエンドウを植え付けるということでした。

○2番委員

はい、2番です。番号2について説明します。昨日現地を確認しました。現地はまだほうれん草が残っておりました。その他は、ロータリーを掛けてきれいな畑でした。本人は、あまり貸したくないけど、どうしてもということでしたので、貸すことにしたようです。他の畑も振興公社が作っている状況です。ここは、新規に借りるということですので。間違いありません。

○7番委員

番号4について報告します。現和の田之脇地区で更新箇所です。借りる方は、庄司浦の認定農家の方です。3月12日に貸人と現地を確認しました。申請に間違いはありませんでした。以上です。

○10番委員

はい、10番です。5番について報告します。設定する方とは電話で確認しました。設定を受ける方とは、現地で説明をうけました。今、ちょうど耕した後で、これから安納芋を作付けするということでした。

6番です。設定する方には直接家に伺って話をしました。設定を受ける方とは、現地で聞き取りをして確認を取りました。申請通り間違いありませんでした。

○議長

これについて、質疑のある方は、挙手をお願いします。

○議長

無いようですので採決します。利用権の設定1番、2番、それと4番から6番について、原案通り承認する方の挙手をお願いします。

○議長

全員の賛成ですので、「利用権の設定」3番を除いた1番から6番については、承認し、意見を市長に送付します。

次に、3番について審議します。審議の間13番委員は退室をお願いします。

それでは担当委員の報告をお願いします。

○5番委員

はい5番です。番号3について報告します。15日に設定を受ける者と現地調査をしました。場所は、若宮保育園の隣です。以前は別の法人が借りておりましたが、今回規

模拡大のため貸借したようです。また、設定をする方には自宅を訪問しまして、確認をしております。申請通り間違いありませんでした。

○議長

それでは、番号3について質疑のある方は、いませんか。

○2番委員

はい。1の6ページですが、以前も指摘しましたが、農業従事日数について、150日となっておりますが、これはもっとあるのではないですか。実際正確な日数を記した方がよいのではないですか。

○事務局

ここは、法人の構成員として関わる日数としております。個人の作業日数もありますので実際は、日数は多くなると思います。法人としては、150日です。

○2番委員

法人であっても、個人であっても作業日数は全てを書くべきではないですか。

○事務局

この書き方については、県農業会議にも確認します。

○議長

ここについては、2番委員のいわれるようにすべきか、分けるべきか改めて確認をしていただきたいと思います。それでは、他にないようですので採決します。

議案第4号の番号3について、許可する事に賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

全員の賛成ですので、「利用権の設定」3番については、承認し、意見を市長に送付します。ここで、13番委員の入室を許可します。

○議長

次は議案第5号「荒廃農地の非農地判断について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号「荒廃農地の非農地の判断について」です。資料は6ページから12ページです。昨年10月から委員の皆様に調査していただいた農地パトロールにおいてB判定とされたものを非農地と認定し、所有者へ非農地通知を発送して農地台帳から削除を行わなければなりません。昨年までにB判定となり、非農地通知が発出されていないものは12月末現在で約480筆、面積にして約41ヘクタールであります。今回110筆提案しておりますが、15番から26番の12筆については、位置が不明確なため、再度位置の確認を行い、4月に提案させていただきたいと思いますので、削除をお願いいたします。提案されていない残りの約370筆分については来月以降の総会で複数回に分けて提案する予定です。非農地通知の交付には現況地目を記入しなければならないことから、担当委員の報告では何番から何番まで、現況地目は何であるかをご報告くだ

さい。なお、各番号の頭についている「0」については読まなくて結構です。以上です。

○議長

ただ今の説明によりますと、15番から26番については、今回取り下げということですので、それ以外について、随時担当委員の調査報告をお願いします。

○1番委員

はい1番です。番号1番から7番まで原野です。8番が山林、9番が原野、10番、11番が山林、12番から14番まで原野です。下に下がって次のページの27番、28番は原野です。

○3番委員

はい、3番です。29番から43番までは原野です。44番、45番は確認したところ農地になっております。牧草とさとうきびを植えておりました。46番から62番までは原野です。以上です。

○6番委員

はい、6番です。63番が原野、64番が畑、65、66番が山林です。以上です。

○7番委員

はい、7番です。67番から88番まで山林です。

○8番委員

89、90、91番は田です。以前の調査の時は荒れておりましたが、昨日調査した時は、きれいに払ってありまして、トラクターで耕耘すればすぐ田になるということで田です。92、93、94番は原野です。95、96番は山林です。以上です。

○11番委員

11番です。97番原野。98番山林、99番から102番まで原野、103番が田です。ここは、以前荒れておりましたが、今度の調査時はきれいに草払いしており、田でした。104番が原野、105番が田、あと106から110番まで原野です。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。それでは、質疑のある方は、挙手をお願いします。

○議長

無いようですので採決をします。各委員から報告がありましたとおり、非農地として報告されました分は、非農地として承認する方の挙手をお願いします。

○議長

全員の賛成ですので、議案第5号については、各委員報告のとおり非農地として承認し、所有者に非農地通知を発行します。

○議長

次は、議案第6号「非農地証明交付基準の改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第6号「非農地証明交付基準」の改定について、説明します。

表の左側が改定前で、右側が改訂後です。赤い字の箇所が今回の改定箇所です。

基本的には、非農地基準の変更はありませんが、改定前の1番で原則として、手を加えていない土地で、次の要件という文言があります。その中の(イ)の住宅等は、手を加えているのが明らかですので、文書的におかしいという指摘がありました。確かに、言われてみればそうですので、今回改定しようするものです。

改定は、その1番の(イ)を番号2という独立した項目にしております。反対に、改定前にありました番号2については、1番の手を加えていない土地での要件に入れた方が良くということで、1の(エ)に追加しました。

また、3番の赤字の2箇所については、文言の変更をしております。

その他、住宅等の利用年数の20年を10年にできないかと言う、相談もございました。民法の考えでは、財産権の時効は、善意の10年、悪意の20年となっているようです。やはりここは、このまま20年として、20年未満については、顛末書付きでそれぞれ議論したいと考えます。

また、この交付基準は、平成27年4月1日からと適用したいと考えています。以上で説明を終わります。

○議長

ただ今事務局の説明では、内容には変更はなく、各項目の整理という提案でありました。これについて、質疑はありませんか。

○議長

質疑は無いようですので、採決します。議案第6号の「非農地証明交付基準の改定について」、承認する方は挙手をお願いします。

○議長

全員の賛成でありますので、議案第6号非農地証明の改定は承認されました。従って、この基準は4月1日から施行します。

○議長

次は議案第7号「農地台帳点検等実施規程の制定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第7号「農地台帳整備等実施規程の制定について」を説明します。

ご存じのように農地台帳は、5反以上の農家の構成員の住所や氏名、耕作地番などを記した調書で、基本的には本人か委任状をもった代理人からの申請により200円で交付しています。この農地台帳ですが、平成26年度の農地中間管理事業開始の関係で、農地法が改正され、今年の4月1日から公表することが義務付けられました。

公表の方法は、インターネットと窓口公表の2通りございます。インターネットでは、

農地の地番や面積など書いてありますが、所有者などはありません。一方、農業委員会の窓口では氏名まで公表することとなりました。氏名公表には、個人情報に関係もありますが、農地法運用では市町村の定めている個人情報保護条例の規定に関わらず、氏名等の公表は、必ず行わなければならないとなっています。

公表できない項目は、所有者や耕作者の住所、賃借の場合はその金額などです。

なお、西之表市には存在しませんが、鹿児島市などの大都市の市街化区域内の農地については、全て公表できないとなっています。

以上のように公表する方法等を定めるため、今回規程の制定を提案しました。

それでは、資料に沿って改めて説明します。1ページの1の経緯は今話したことです。2の公表の仕方は、(1)は、インターネットによる公表でこれは4月1日から公表できるようなシステムが出来ています。

ただ、地籍が済んでいない地域は、正確な農地情報が可能か不明です。

(2)は、窓口での公表です。ここに書いてあるように農業委員会は、請求者に対し、「農地台帳記録事項要約書」を交付することとなっています。ここが今回皆様に同意をもらいたい、一番のポイントです。

下の四角の中に書いてあるように、「交付することとなっています。」の後に、ただし、要約書はインターネット公開をしていけば必ず行う必要ないが、「インターネット等を利用できない人のために、交付することが望ましい」となっています。しかし、本市では交付はしない方向で検討したいと思っています。仮に交付する場合は、市の判断で「無料」にするか、あるいは「手数料を徴収するか」の2通りの方法がとれます。

当初は、住民サービスとして、無償での交付を考えていたのですが、例えば市内の全部の農地の要約書を交付して欲しいという申請があれば、交付しなといけないケースが考えられます。このような事になったら大変ですので、無償交付は無理ではないかと考えます。

一方、有料にする場合は、基本的に法務局の謄本と同じように450円徴収すべきであるという通達があり、そのための条例改正も必要となります。

なお、インターネットを見られない方には、(3)にあるように、書面の閲覧という方法があります。この閲覧で、そのような市民への対応は、十分可能であると判断しました。

次に、その公表、閲覧の中身です。2ページはインターネットでの公表や要約書の中身です。これは、地目や面積、農振などの区分、賃借の状況などが記してあります。

一方、3ページは窓口での閲覧用の公表用紙です。閲覧用は、さっきの要約書と見比べれば解りますが、色のついた欄の所有者や共有者、耕作者なども記載しています。

これからも解るように2ページの要約書をもらうより閲覧する事で、公表は十分であると思い、あえて手続きが面倒な要約書交付は行わないとしました。

もちろん、この閲覧書は見せるだけで、見終わったら破棄します。一応所有者などが

書いてありますので、差し上げる訳にはいきませんので、必ずその場で処分します。

また、閲覧するためには、4ページの請求書も書いてもらいます。

今まで説明したことを、5ページ、6ページの実施規程で規定しております。今回はこの規程を承認していただき、4月1日から施行したいと考えています。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

○議長

ただ今議案第7号について、説明がありました。公表のための規程制定であります。これについて、質疑のある方はいませんか。

○議長

異議なしの声がありましたので、採決をします。


議案第7号「農地台帳点検等実施規程」を承認する方は、挙手をお願いします。

○議長

全員の賛成ですので、議案第7号「農地台帳点検等実施規程」は承認し、今後の農地台帳の公表はこれに沿っておこなって行きます。

以上で、本日の議案審議は全て終了しました。

平成27年3月18日

会 長 脇 田 峰 臣 

9 番 委 員 日 高 仙 三 

10 番 委 員 中 村 正 幸 